

第1回 住生活基本計画検討懇談会 議事録

日時 令和4年5月26日(木) 午後7時から午後8時30分

場所 旭川市職員会館 2階 2・3会議室

出席者 参加者9名(別紙参照), 事務局4名

1 開会

2 挨拶 (建築部建築総務課長 高野 哲也)

3 出席者紹介

4 議題

(1) 懇談会設置要綱について・・・資料1

ア 事務局説明

- ・本検討懇談会は、住生活基本計画の見直しに当たり、広く市民の意見を頂戴するために設置したもの。
- ・職務は、住生活基本計画の見直しに関することや、検討における必要な事項について意見交換を行うこと。
- ・参加者の構成は、学識経験者、マンション管理関係者、公募参加者、その他として住宅政策等に関連する団体の方々としている。
- ・会議の進行は、参加者の中から進行役を選出する。
- ・任期は、住生活基本計画を策定した日までとしており、令和5年の3月までを予定している。
- ・庶務は、建築総務課が行う。

イ 質疑

- ・なし

ウ 進行役選出

- ・設置要綱第4条の規定により、参加者の互選により定めることとなっているが、参加者が一堂に会するのは今回が初めてであることから、事務局案として旭川大学教授の栗田氏を提案。
- ・参加者一同の同意を得たため、栗田氏を進行役として決定。以降、栗田氏の進行により懇談会を進める。

(2) 住生活基本計画の見直しについて・・・資料2 (現計画の概要、住政策の状況)

ア 事務局説明

- ・住生活基本計画は、豊かな住生活を実現するために、良質な住宅の供給、良好な住環境の形成、住宅の確保に特に配慮を要する方の居住の安全の確保など、住宅政策の基本的な方向性を示す計画である。

- ・住生活基本法7条で、国や地方公共団体は、住生活の安全の確保及び向上の促進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。とある。
- ・同法第15条第1項、第17条1項で、国や北海道は、計画施策が義務化されている。
- ・市の計画策定は義務ではないが、第7条の趣旨を受け、本市においても平成19年に住生活基本計画を策定している。
- ・平成19年に策定した本計画は、計画期間を平成19年から平成28年度としており、計画期間の終了を見据えて、平成28年に計画を改定し、現計画として運用をしている。
- ・計画を平成28年に改定した際の背景として、少子高齢化、人口減少等に起因する「高齢化問題」「空き家問題」「地域コミュニティの希薄化」といった課題の顕在化がある。これらの住生活を取り巻く状況の変化の他、本市の総合計画で示された新たな内容等を踏まえて、本市の住生活において目指すべき姿と、その実現に向けた取組を示し、総合的に住生活関連施策を進めていくことを目的に改定した。
- ・現計画の計画期間は、平成29年度から39年度までの11年間をとしている。この期間内であっても、社会情勢の変化などによって、必要に応じて見直しを行うこととしており、国などの改正に合わせて見直しを行うことになる。
- ・本市には、上位計画として旭川市総合計画がある。住生活基本計画に限らず、本市の様々な計画は、総合計画と整合を図る必要がある。また、国や北海道の住生活基本計画を参考にするほか、都市計画マスタープランなどの本市の様々な計画とも連携を図っている。なお、住生活基本計画を補完する計画の一つとして、市営住宅長寿命化計画がある。
- ・現計画の理念は、「世代を超えて受け継がれる良好な住まいと安心・快適な住環境の実現」である。理念を実現するために、三つの基本目標を定めており、一つ目が「良質な住宅ストックの形成と利活用の促進」、二つ目が「誰もが安心して暮らせる住生活の推進」、三つ目が「地域特性に応じた良好な住環境の維持・向上」である。それぞれの基本目標の更に下には基本目標を実現するための推進方針、展開施策がある。
- ・基本目標ごとの具体的な取組を幾つか紹介する。「良質な住宅ストックの形成と利活用の促進」については、主に住宅のハードとしての整備や利用に関する施策で構成されており、住宅の耐震化や省エネ化、バリアフリー、長期優良住宅の普及、住宅の流通促進、維持管理とリフォームなどがある。そのほか、市営住宅の整備も含まれており、市営住宅を長く使うこと、供給量を検討することが挙げられている。
- ・二つ目の「誰もが安心して暮らせる住生活の推進」は、主に住宅のソフト面からの対応に関する施策で構成されており、特に子育て世帯や、高齢者世帯などに注目している。住宅情報の発信や居住ニーズに合わせた住宅取得、移住対応、サービス付き高齢者向け住宅の普及などがある。そのほか、重層的な住宅セーフティーネットの構築では、住宅の確保が困難な方に対する施策として、市営住宅の入居抽選倍率の優遇、民間賃貸住宅への入居支援の仕組みづくりなどがある。
- ・三つ目の「地域特性に応じた良好な住環境の維持・向上」は、住宅のみならず、近隣の環境やコミュニティなどに関する施策で構成されており、雪対策や緑化誘導、中心部への住み替え支援、地区計画による住環境の形成、地域の支え合い、空き家問題のほか、住環境に関する学びの場の提供がある。

- ・現計画の基本目標ごとに、設定した成果指標に応じた進捗具合について幾つか説明する。
なお、目標値は、現計画の最終年度である令和9年度に達成することを目指したものである。
まず、基本目標1「良質な住宅ストックの形成と利活用の促進」に対する指標について説明する。
耐震性を有する住宅ストックの比率について、目標95%に対して、令和3年の時点で、86.6%となっている。
住宅総戸数に対する空き家の割合について、目標は全国値を下回ることになっている。全国値は、平成30年時点で13.6%、本市では、12.1%となっている、目標を達成しているが、市外転居者の増加や単身高齢者世帯の施設入所などによって、今後も空き家の増加による問題が懸念される。
- ・基本目標2「誰もが安心して暮らせる住生活の推進」に対する指標について説明する。
子育て世代の誘導居住面積水準の達成率について、目標50%に対して、平成30年時点で49.8%となっており、ほぼ達成している。
最低居住面積水準の未達成率について、目標は概ね0%に対して、平成30年時点で4.8%となっており、いまだ面積水準が確保されていない方がいる状況にある。
高齢者がいる住宅のバリアフリー化率について、目標75%に対し、平成30年時点で38.3%となっている。このほか、高度のバリアフリー化として、2か所以上の手すりの設置と、屋内及び廊下などが車いす通行可能な幅があるものとして7%ある。しかし、これらの設備のない世帯が半数近くあることから、今後も目標に向かって取組を進めていく必要があると考える。
住み心地が悪いと感じる市民の割合について、目標10%以下に対し、令和3年時点で8.1%となっており、目標を達成している。
- ・基本目標3「地域特性に応じた良好な住環境の維持・向上」に対する指標について説明する。
快適に生活できる環境にあると感じている市民の割合について、目標49%に対して、令和3年時点で38.5%である。
- ・未達成の指標については、今後も継続した取組が必要なものと考えている。

イ 質疑

【参加者】

- ・現計画の目標や指標に対して、具体的に行ってきた取組や成果を示してほしい。

【事務局】

- ・目標等に対する取組は様々あるため、一部を紹介する。
耐震性の部分については、建築物の耐震改修促進事業を行い、耐震診断等の費用を一部補助している。
次に、高齢者世帯の住宅の対応としては、高齢化対応住宅普及促進事業を行っている。住宅のバリアフリー改修に対する助成のほか人材育成や相談体制の構築を行っている。
その他、喫緊の課題である空き家対策については、空き家等対策計画を策定し取り組んで

いる他、重層的な住宅セーフティーネットの構築では、旭川市住宅確保要配慮者居住支援協議会において住宅の確保が困難な方々の相談対応や住居の紹介を市内の不動産店と連携して行っている。

この他、いくつも事業がある個々の事業が、目的を達成しているかという点、必ずしも達成してはいない状況である。

【参加者】

- ・災害や犯罪などに対し不安を感じている市民の割合という指標があった。どういったことを不安に感じていて、具体的にどのような施策で不安を取り除く取組をしているのか伺いたい。

【事務局】

- ・市民アンケートの結果を元にした指標である。アンケート回答者が何に不安を感じたかという部分については、明確に回答できるものはない。具体的な取組については、例えば地震については耐震改修の促進、火災については防火クラブの育成についての事業を行っている。

【参加者】

- ・指標に対する目標値は、現計画で定めている令和9年に達成することを目指した値であり、改定計画の目標は改めて検討することでよいか。

【事務局】

- ・そのとおりである。

【参加者】

- ・指標の中で目標値と現況値の乖離が大きいものがあり、現計画の達成や改定した際の目標の設定について難しいと感じる部分があった。長期修繕計画（25年）に基づく修繕積立金額を設定する分譲マンションの割合について、目標が70%に対し現況が27.6%である。

例えば耐震改修のように、自然に古い住宅が減り、耐震基準を満たした新築住宅が増えていくものは、時間が解決するといった側面もあると思うが、マンション管理の場合は、古いマンションも含めて、今、管理されていない状況から、25年以上の長期修繕計画を作る難しさがある。また、長期修繕計画を作るだけでなく、継続して修繕積立金を積み立てられるか、長期修繕計画自体が適切なものかという部分をはじめ、計画を策定するには住民の合意も必要となるので、相当ハードルが高いと感じる。

また、高齢者がいる住宅のバリアフリー化率は、目標75%に対し現況38.3%である。住宅が更新されていくと、ある程度達成する見込みはあるが、現計画の最終年度である令和9年度までの残された期間と現況値から考えると、目標の75%は難しいと感じる。

改定の際の参考にしてもらいたい。

【事務局】

- ・かなり乖離がある部分のご指摘ということで我々も課題と考えている。今回の改定に際し

ては、中には目標値の下方修正もあり得ると考える。目標値の設定については、今後作成する計画素案を元に、皆様方の御意見をいただきながら検討したい。

【参加者】

- ・今回の見直しは、現計画期間の中間であるが、これはあらかじめ見直しの時期を決めたものなのか。

【事務局】

- ・現計画では、社会情勢等の変化等に合わせて見直しをすることになっている。一方で、基本的には、計画期間の中間期に改めて計画を見直す視点も必要という考えがある。今回においては、国や北海道の住生活基本計画が改定され、大きな課題も新たに加わったことから、本市としても見直しを進めていく考えである。

【参加者】

- ・長期修繕計画（25年）に基づく修繕積立金額を設定する分譲マンションの割合について、総数が145とあるが、これは旭川市内の分譲マンション全数か。

【事務局】

- ・220棟程度の分譲マンションが市内にあると把握している。この指標は平成30年のアンケートによるものだが、回答のない分譲マンションもあり、有効回答数が145となっている。回答のなかった分譲マンションは管理組合が機能していないケースも想像できる。後ほど見直しの視点で説明するが、分譲マンションに係る法改正もあったところであり、任意ではあるが、マンション管理適正化推進計画を市が策定し、分譲マンションの管理計画を認定するという仕組みができた。この仕組みを今回の住生活基本計画を見直すに当たって、マンション管理適正化推進計画を包含するような形とし、分譲マンションの課題に対応したいと考える。

(2)住生活基本計画の見直しについて・・・資料2（今回の見直しの背景、見直しの視点）

ア 事務局説明

- ・見直しの背景は大きく二つある。一つ目が、社会情勢の変化である。低炭素と謳われてきたものが脱炭素としてより強力で推し進めるように変わったことやSDGsなどの社会的要請が高まっている。また、昨今の感染症対策に対応した住環境の整備も求められているほか、分譲マンション管理の適正化について法整備が進んでいる。
- ・二つ目が、国や北海道が住生活基本計画を改定したことである。社会情勢の変化に対応するために、まずは国が、続いて北海道がそれぞれ計画を改定したところである。
- ・これらの背景のもと、本市も対応が必要になってきたと考えており、今回の見直しを進める考えに至った。
- ・先ほど触れた、分譲マンション管理の適正化について簡単に説明する。
分譲マンションの特殊性は、多様な価値観を持った区分所有者間での意思決定の難しさがあること、また、適切に管理されていない場合においては、戸建て住宅に比べて、その規模ゆえに周辺の住環境に与える影響が大きいことがある。

法整備に係る課題や背景としては、住民の高齢化、非住居化、管理組合の担い手不足、適切な長期修繕計画・修繕積立金の不足、建設後相当の期間を経過した高経年マンションの急増が見込まれていることなどがある。

これらのことから、管理組合は分譲マンションを適正に管理し、行政は分譲マンションの管理状況や建物・設備の老朽化などの状況を踏まえた、管理適正化推進のための施策を講じて、分譲マンションの老朽化を抑制し、周辺への危害を防止するための取組を強化することを目的としている。

以上の背景や目的から、国は、マンション管理の適正化の推進に関する法律を改正し、基本方針を策定した。これにより地方公共団体は、マンション管理適正化推進計画を策定することが可能になり、推進計画を策定した地方公共団体は、適切な管理計画を有するマンションを認定することになる。

- ・ 地方公共団体において、推進計画の策定は任意であり、地方の実情に応じて検討することになっている。本市においては、マンション管理の適正化の推進に関する法律が改正した趣旨などを踏まえて、国の住生活基本計画の改定に合わせ、一体的に検討し、マンション管理計画推進計画としての側面を位置づけることを考えている
- ・ 見直しの視点は、一定の考え方に基づいて改定作業を行うために設けたものである。住生活基本計画の改定を検討するに当たっては、様々な関連計画との整合のほか、これまでの施策や事業の進捗等を確認する必要がある。これらの中から、見直すべき部分、新たに盛り込むべき部分などを抽出し、取りまとめたものが見直しの視点である。
- ・ 見直しの視点の要素になった分野は、五つある。
 - 一つ目に、国や北海道の住生活基本計画の改定内容
 - 二つ目に、本市の関連計画の改定内容
 - 三つ目に、国が行った調査結果
 - 四つ目に、本市が令和3年度に行った住生活に関する市民アンケートの結果
 - 五つ目に、先ほどグラフなどで説明した指標の達成状況見直しの視点は、これら五つの分野から抽出した要素を横断的に把握したものである。
- ・ 現計画を改定するためには、この見直しの視点というフィルターを通した上で、上位計画や関連個別計画の改定状況などと整合性を図りながら、本市の実情に合わせて、計画の方向性を決定していく必要がある。
- ・ 見直しに当たっては、現計画で包含されるような考え方も見えてくるかもしれない。改定計画において積極的に新しい項目として設けるべきものを区別しながら、見直しを進めていきたい。
- ・ 見直しの視点をまとめたプロセスとしては、アンケート調査、国や北海道の計画、本市の関連計画などから要素を抽出したものを、施策のジャンルごとに関連性を検討しながら整理し、見直しの視点として10個にまとめている。
- ・ 10個の見直しの視点について一つずつ説明する。

「福祉施策と住宅政策の連携強化」は、主に住宅の確保が困難な方への対応についての視点である。

「市営住宅の適切な管理・運営に加え、地域拠点としての活用」は、これまでも行ってい

た市営住宅の維持管理や供給量の管理をより適切に行うことに加え、国や北海道の計画改定の要素から、地域のコミュニティについて市営住宅を核にして展開するという視点である。

「地域コミュニティの充実」は、子育て世代を初めとした地域住民の連携をより深めるための視点である。

「ハード、ソフト両面からの災害対策の強化」は、昨今の災害発生後の様子から、今後は、地域の防災体制の強化も重要になるという視点である。

「空き家対策に加え、空き家予防の取組」と「住宅ストックの流通促進」は、空き家問題について、そもそも空き家が発生しにくい状況をつくることが大切であり、そのためには、中古住宅等がより活発に市場で流通する必要があるという視点である。例えば、高齢者が所有している広い住宅をどのように活用するか、などが挙げられる。

「分譲マンションの適切な管理」は、先ほど御説明したとおり。

「住宅の建物性能に加え、環境性能の向上を促進」は、住宅の耐震性や耐久性など、これまで重要視されていた側面に加え、今後は環境問題にも住宅は対応していかなければならない。例えば、脱炭素化、地域木材の利用、断熱性・気密性の向上などで、環境負荷を低減することが必要という視点である。

「雪対策の充実」は市民アンケートによると、期待値と満足度が最も乖離している項目が、雪対策であったことから、これを強化する視点である。

「バリアフリーからユニバーサルデザインへの強化」は、どちらかといえば、バリアフリーが心身に障害をお持ちの方が、健常者と同様に利用しやすい設えをするといった、障壁を取り除くような趣旨が主であったかと思うが、ユニバーサルデザインについては、障害をお持ちの方に限らず、広く皆さんが使いやすい設えにするといった視点である。これは住宅に限らず、建物内外の段差であったり、多機能トイレであったり、様々な切り口があるかと思う。

「新たな生活様式に対応した住環境の検討」は、昨今のコロナウイルス感染症により、顕在化した取組であり、国や北海道の改定計画でも同様のことが謳われている。

イ 質疑

【参加者】

- ・分譲マンション管理に関しては2つの方向性があると思う。1つ目は管理組合が組織されていない分譲マンションについてである。このような分譲マンションは今後すぐに管理不全に陥って、入居者が加速度的に歯抜けになることへの対応が必要になる。2つ目は現状は管理できている分譲マンションについても修繕計画を設け、管理を継続していくことである。

特に管理組合すら組織されていない分譲マンションへの対応を検討しなければいけないと感じた。

【事務局】

- ・マンション管理適正化推進計画をどのように設けていくかについて、国で示している内容も参酌しながら、本市としての在り方をしっかり定めていきたい。ただ、やはり国でもい

るい課題を挙げているが、区分所有という特殊性に関連した問題があると考え。皆様に御意見等もいただきながら検討していきたい。

【参加者】

- ・周辺の市町村も含めると、富良野から層雲峡までに年間で200万人近い観光客がいる。空き家対策や住宅ストックの流通促進だけではなく、外から来る人をどう引きつけるのかというような、旭川の魅力を徹底的に見せていく住宅政策、モデルがあってもいいと思う。

【事務局】

- ・人口減少等も大きな課題と捉えているところであり、移住促進という部分で旭川市の地域性等もこの計画の中に加味していきたいと考える。現状では、本市の所管部局で様々な施策を講じているところであり、そういったところに委ねていくことになるかと考える。

【参加者】

- ・見直しの視点があり過ぎて、本当に年度内の改定に間に合うのかと感じた。
- ・移住促進協議会で把握している移住者は今年3人である。少ない理由はコロナウイルス感染症。移住体験住宅は、空室があるはずの公営住宅とは連携がとれていないため、市内に3か所しかない。体験の受入れ体制が十分ではない。
- ・分譲マンションの適切な管理について、大体私が把握している中では、6割から7割は管理組合法人又は管理組合がない。自主管理すらなっていない分譲マンションが多い現状がある。そのような分譲マンションについて、どのように修繕したら良いかという相談を受けている。
- ・空き家の現状は本当にひどい状態である。中心部であれば解体を行えば土地が売れることがあるが、郊外では土地を売却しても解体費を賄いきれないため、空き家になっている期間が長くなる。そのため、市では年間に1棟から2棟の特定危険空き家の解体を税金を使って行っているが、費用を回収できない可能性が非常に高い。したがって近隣住民からクレーム等があったときに、屋根トタンを一部除却するなどの部分解体で済ませて、喫緊の危険性を回避する手法を取っている。現在、建築費が高騰しているが、解体費も同様である。昔は解体に100万円以上かかる一軒家はなかったが、今では分別が必要になり、平均300万円から400万円かかる。
- ・これらのような根深い部分も多くあり、項目を絞らないと、年度内に結論を出して実のある改定計画を作成できない可能性があると感じた。

【事務局】

- ・市の財源にも限りがあり、様々な分野の中で、住宅政策のみとはならない。本市の全体事業の中で予算化し、優先順位をつけ実施していくことになる。いろいろな分野の課題をいかに改善していくかということについては、計画づくりの本来の在り方だと考える。
- ・見直しの視点が多いと御指摘があった。今はまだ計画改定に向けた入り口の部分である。改定に当たって、見直しの視点全てを計画の中で網羅し、展開施策に繋げるとするのは、現実的には難しい部分もあるかと思う。国や北海道の計画の構成を参考にしながら、見直しの視点を元に目標立てをしながら理念を設けていく作り方を。見直しの視点は、作

業を進める中で統合や絞り込みも検討する必要があるかもしれない。時間的に難しい部分もあるが、年度内に改定したい。

【参加者】

- ・管理組合や管理人が機能している分譲マンションは、こちらが手を差し伸べなくても円滑に維持されていくが、市内には管理組合等がない分譲マンションもあり、劣化等に対する手立てを講ずることができない状況である。そういう分譲マンションこそ手差し伸べる必要があると思う。本検討懇談会で今後このような具体的な事柄についても話し合われるものと思う。
- ・これまで支援に関わる業務に携ってきた中で、コロナの影響や社会情勢の変化を受け、支援を必要とする方々の困り度合いは更に増している。実際の生活や必要とする支援の内容に関わる具体的な介護サービスだけではなく、家の維持や住まいの確保についての課題が実際に相談として寄せられている。
- ・見直しの視点はどれも大事で、難しいテーマ。この数年間においてもコミュニティ関係や高齢者の増加等の社会情勢がある。
- ・見直しの視点はボリュームがあり、スケジュール的に事務局が結構大変ではないかと思う。
- ・1年前に旭川へ引っ越してきたので、実感がわからない部分もあるが、見直しの視点にある空き家対策は全国的な問題である。見直しに際しては、全国的な問題のほかに旭川ならではの問題も考慮することになると考えるが、どの部分から手を付けるかが難しく感じた。
- ・分譲マンションが今3000万程度で売られているが、旭川は土地が安いので郊外の戸建ての方が取得しやすい。30分もあれば永山から中心部に移動できることを考えると、地価が安いという旭川の特長を活かしたまちづくりができればいいと思う。
- ・見直しの視点の10項目は、全て大事なことだが、ハードだけではなく、ソフト面からも、快適に暮らしていくことを考える必要がある。
- ・お年寄りが増えている中で、町内会等の小さな単位でのコミュニティが崩壊しつつある状況が見られると思う。
- ・学生さんの力はすごく大事と考えている。町内の空き家に学生さんを無料で住まわせて、例えばパソコンを使えない年寄りしかいないような町内で、パソコンを使って町内会活動等に協力するだとか、あるいは除雪に少し協力して、その代わり、住まいの提供を受けたり等と、いろいろなことを考えながら、ハードだけではなくてソフトの面も考えて、計画見直しを図りたい。

<進行役>

- ・住生活基本計画は住宅だけではなく、福祉も関係が深いと感じている。また、現計画においては様々な取組が記載されているが、抽象的な部分も多くあり、改定に向けてどのように作業を行っていくかが難しい部分もあるかと思う。今後、事務局からはそのような点も含めて説明がされていくことと思う。

(3)スケジュールについて・・・資料3

ア 事務局説明

- ・本検討懇談会とは別に、庁内検討委員会を設置している。
- ・庁内検討委員会は、住生活基本計画に関連し、各事業を所管する本市の関係部局による検討委員会であり、改定作業の各段階において、意見の聴取、調整を行う。
- ・改定計画の作成ステップについて、まず、第1回庁内検討委員会を4月21日に開催し、「現計画概要」「見直しの視点」「改定スケジュール」の説明を行い、了承を得た上で、本日、第1回の検討懇談会を実施している。
- ・本日以降、6月にかけて、計画の骨子を作成する。第2回庁内検討委員会を7月上旬に開催し、骨子の修正などを経た後、7月下旬に第2回懇談会で説明や意見交換などを行う。
- ・8月中旬に、庁内関係部局で作業部会を行い、素案作成に向けて具体的な作業を実施する。
- ・10月にかけて、改定素案をまとめる。10月上旬の第3回庁内検討委員会や10月下旬の第3回懇談会を開催し、素案の修正などを行う。
- ・パブリックコメントに向けた庁内意見照会を、11月上旬の第4回庁内検討委員会を実施する。
- ・12月から1月にかけて、およそ1か月間、パブリックコメントを実施する。
- ・パブリックコメントは、計画の趣旨、目的、内容などを広く公表し意見を募集する方法であり、ホームページ等に掲載する。パブリックコメントの結果は、2月中旬頃の第5回庁内検討委員会や第4回懇談会で報告する。
- ・3月末までに最終調整作業を行い、年度内に計画改定を完了する。

イ 質疑

- ・なし

5 その他

(1)事務局説明

- ・先ほどの説明のとおり、第2回懇談会は7月下旬を予定し、改定計画の骨子について、御意見をいただく予定である。
- ・今回配付した現計画などを改めて御確認いただき、御質問等があれば事務局まで問合せをお願いしたい。

(2)質疑

- ・なし

6 開会

以上

第1回旭川市住生活基本計画検討懇談会
出席者一覧

参加者

所属	役職	氏名
旭川大学 保健福祉学部	教授	栗田 克実
北海道立総合研究機構 建築研究本部 北方建築総合研究所	部長	福井 淳一
(一社)北海道建築士事務所協会旭川支部	まちづくり委員長	佐々木 雅敏
(公社)北海道宅地建物取引業協会旭川支部	支部長	吉川 裕二
(公社)北海道マンション管理組合連合会旭川支部	支部長	水島 能裕
(社福)旭川市社会福祉協議会	企画総務課 課長補佐	伊賀 康博
(公社)北海道社会福祉士会道北地区支部	事務局長	貞森 俊宏
公募		石浦 晃久
公募		紺野 碧依

事務局

所属	役職	氏名
建築部	次長	高野 哲也
建築部 建築総務課	主幹	酒井 陽司
建築部 建築総務課	課長補佐	紙谷 由紀子
建築部 建築総務課		宮川 貴大